



技 第 6 0 / 5 号
令和 4 年 12 月 12 日

一般社団法人千葉県電業協会会長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

千葉県総合評価方式ガイドラインにおける評価項目の見直しについて（送付）

日頃より、本県の県土整備行政へご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県では、総合評価方式における「継続教育（C P D）の取得状況」の評価項目について、下記のとおり見直しましたので参考に送付します。

また、本見直し内容について貴団体会員の皆様に御周知くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 見直し内容

評価項目の「継続教育（C P D）の取得状況」の適用資格について、「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」及び「建築士」に「管工事施工管理技士」を追加します。

詳細については別紙を参照してください。

2 実施時期

令和 5 年 1 月 1 日以降に入札公告を行う工事に適用します。

【担当】

千葉県県土整備部技術管理課
技術審査班 藍郷・宍倉
電話 043-223-3506

「管工事施工管理技士」について、継続教育（CPD）証明機関の実績対象として認められ、当該資格における継続教育（CPD）制度が広く浸透してきていることから、千葉県総合評価方式ガイドラインの評価項目における「継続教育（CPD）の取組状況」の適用資格について、「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」及び「建築士」に「管工事施工管理技士」を追加します。

なお、令和5年1月1日以降に公告する工事から施行します。

【千葉県総合評価方式ガイドラインの詳細】

(4) 総合評価方式の型式別評価項目及び評価基準の詳細

ア 特別簡易型・簡易型

(ウ) 配置予定技術者の能力（総合評価方式ガイドラインP17）

5 継続教育（CPD）の取組状況	【特別簡易型】 【簡易型】		
<p>(1) 「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、 「建築士」及び「管工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。 ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。</p> <p>(2) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は公益社団法人日本技術士会が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 建築施工管理技士、建築士及び管工事施工管理技士に係る資格を対象とした場合、建築CPD運営会議名が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 なお、これら以外の資格を対象とする場合は各部局において評価の対象となる証明書を指定する。</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡って1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">あり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> </table>	あり	なし
あり			
なし			

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

旧(表紙)

新(表紙)

千葉県総合評価方式ガイドライン

千葉県総合評価方式ガイドライン

令和5年1月

令和4年4月

千葉県

千葉県

千葉県総合評価方式ガイドライン 新旧対照表

新（17ページ）

<p>3 主任（監理）技術者として施工した「工種：〇〇」での工事成績 4か年年度間に実績がある場合は、それぞれ入れ公告の日の属する年度を除く直近の過去4か年年度とする。</p> <p>(1) 当該工種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した工事の成績により評価する。</p> <p>(2) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。</p> <p>(3) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>(4) 対象とする休業制度</p> <p>ア. 産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ. 評価対象期間に加える期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>休業期間</th> <th>評価対象期間に加える期間（切り上げ）</th> <th>評価対象期間に加える期間（切り上げ）</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>1年</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年</td> <td>2年</td> </tr> </table> <p>年度をまだいで休業した場合は、その期間が1年末満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p>	休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ）	評価対象期間に加える期間（切り上げ）	1年未満	1年	1年	1年以上2年未満	2年	2年	<p>【特別簡易型】【簡易型】 80点以上の実績あり なし</p> <p>3 主任（監理）技術者として施工した千葉県所掌工事における過去4か年年度間に完成した「工種：〇〇」での工事成績</p> <p>(5) 過去4か年年度とは、それぞれ入れ公告の日の属する年度を除く直近の過去4か年年度とする。</p> <p>(6) 当該工種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した工事の成績により評価する。</p> <p>(7) 技術者が途中変更していた場合は、従事期間が最も長い技術者のみ評価する。</p> <p>(8) 評価対象期間中に出産・育児等により休業した場合、休業期間相当分を評価対象期間に加えて過去に遡り評価する。</p> <p>ア. 対象とする休業制度</p> <p>産前休業、産後休業、育児休業、介護休業</p> <p>イ. 評価対象期間に加える期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>休業期間</th> <th>評価対象期間に加える期間（切り上げ）</th> <th>評価対象期間に加える期間（切り上げ）</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>1年</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>2年</td> <td>2年</td> </tr> </table> <p>年度をまだいで休業した場合は、その期間が1年末満であっても「評価対象期間に加える期間」を2年とする。</p>	休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ）	評価対象期間に加える期間（切り上げ）	1年未満	1年	1年	1年以上2年未満	2年	2年	<p>【特別簡易型】【簡易型】 80点以上の実績あり なし</p>
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ）	評価対象期間に加える期間（切り上げ）																		
1年未満	1年	1年																		
1年以上2年未満	2年	2年																		
休業期間	評価対象期間に加える期間（切り上げ）	評価対象期間に加える期間（切り上げ）																		
1年未満	1年	1年																		
1年以上2年未満	2年	2年																		
<p>4 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置</p> <p>(1) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特別監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価する。</p> <p>(2) 若手技術者の年齢は、入札公告日時点まで40歳未満とする。</p> <p>(3) 若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。</p>	<p>【特別簡易型】【簡易型】 配置あり なし</p> <p>4 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置</p> <p>(1) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特別監理技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価する。</p> <p>(2) 若手技術者の年齢は、入札公告日時点まで40歳未満とする。</p> <p>(3) 若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。</p>	<p>【特別簡易型】【簡易型】 配置あり なし</p> <p>4 若手技術者（40歳未満）・女性技術者の配置</p> <p>(1) 若手技術者又は女性技術者を当該工事における現場代理人、主任技術者、監理技術者、特別監理技術者又は監理技術者補佐として配置する場合に評価する。</p> <p>(2) 若手技術者の年齢は、入札公告日時点まで40歳未満とする。</p> <p>(3) 若手技術者及び女性技術者は、主任技術者に相当する資格を有するものとする。</p>																		
<p>5 繼続教育（CPD）の取得状況</p> <p>(1) 「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」と「管工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。</p> <p>(2) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会又は日本建設学会が発行する学習履歴證明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>建築施工管理技士及び建築士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人日本建築士会が発行する学習履歴證明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡つて1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>	<p>【特別簡易型】【簡易型】 あり なし</p> <p>5 繼続教育（CPD）の取得状況</p> <p>(1) 「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」と「管工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。</p> <p>(2) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会又は日本建設学会が発行する学習履歴證明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>建築施工管理技士及び建築士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人日本建築士会が発行する学習履歴證明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡つて1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>	<p>【特別簡易型】【簡易型】 あり なし</p> <p>5 繼続教育（CPD）の取得状況</p> <p>(1) 「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」、「建築士」と「管工事施工管理技士」に係る資格の場合に設定する。ただし、部局により必要に応じ、他の資格の場合でも設定することができる。</p> <p>(2) 土木施工管理技士及び技術士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人全国土木施工管理技士会又は日本建設学会が発行する学習履歴證明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>建築施工管理技士及び建築士に係る資格を対象とした場合、一般社団法人日本建築士会が発行する学習履歴證明を以てこれを認めるものとする。</p> <p>(3) 証明書の有効期限は、CPD取得期間の最終の日が入札公告の日から遡つて1年前から総合評価方式の技術資料の提出期限までとする。</p>																		

旧（17ページ）